

① 公正証書作成手数料の補助

◆ 補助対象の費用 <上限 43,000円>

『強制執行認諾』の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、

【A. 養育費分】

【B. 強制執行・交付送達分】

※ 離婚前・離婚後・未婚時に作成された公正証書が対象です。



◆ 申請の時期

公正証書を作成した翌日から6ヵ月以内（申請は離婚成立後・未婚時に限ります）



◆ 申請の流れ

市に事前相談
(奈良市役所子ども給付課)

公正証書作成
(公証役場)

交付申請と
実績報告は
同時申請可能

書類提出《交付申請》
書類提出《実績報告》

(奈良市役所子ども給付課)

入金



◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】<報>

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）



□ 世帯全員の住民票の写し【申】<報>

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書【申】

□ 公正証書（原本）<報>

- ※ 原本確認・申請に必要な部分をコピーした後、その場で返却します

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの<報>

- ※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）【申】
- ・個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- ・重要事項説明についての同意書【申】
- ・誓約書【申】
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）<報>
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）<報>

※ 「必要な書類」欄の記載について（①～④共通）

- ・交付申請時必要：【申】 ・実績報告時必要：<報>
- ・申請者の方に準備いただく必要がある書類：マーク
- ・子ども給付課で記入いただく書類：○マーク
- ・子ども給付課の様式に、記入時に準備や確認が必要な書類：○マーク